

平成28年度 第3回 仙台市景観総合審議会

日時：平成28年11月7日（月）

14時～16時

場所：本庁舎2階 第5委員会室

次 第

1. 開 会
2. 挨拶
3. 議 事
 - ・屋外広告物に関する基準等の見直しについて
4. 閉 会

— 配 付 資 料 —

説明資料：屋外広告物に関する基準等の見直しについて

別紙資料1：屋外広告物に関する施策の全体像

参考資料：仙台市屋外広告物条例における規制の具体的内容と、
基準見直しのポイントについて（案）

仙台市景観総合審議会委員名簿

(平成28年11月現在)

こんの 今野	かおる 薫	仙台商工会議所 専務理事
すぎやま 杉山	あきこ 朗子	(株)日本カラーデザイン研究所 シニアコンサルタント
たけやま 武山	りょうぞう 良三	富山大学芸術文化学部 教授
とちくぼ 杼窪	まさゆき 昌之	一般社団法人日本屋外広告業団体連合会 副会長 株アキバ商会 代表取締役
ばば 馬場	たまき	尚絅学院大学総合人間科学部 准教授
ほり 堀	しげる 繁	東京大学アジア生物資源環境研究センター 教授
みやはら 宮原	ひろみち 博通	(有)地域環境デザイン研究所 所長
やん 巖	しゅあん 爽	宮城学院女子大学学芸学部 教授
よしかわ 吉川	ゆみ 由美	(有)ダ・ハ プランニング・ワーク 代表取締役
わくい 涌井	しろう 史郎	東京都市大学環境情報学部 教授
わたなべ 渡辺	ひろし 博	仙台市議会議員

(五十音順, 敬称略)

屋外広告物に関する 基準等の見直しについて

H28.11.7
平成28年度第3回仙台市景観総合審議会

1

前回審議会について

- 望ましい広告物や魅力的な景観の形成の実現に向け、見直しを検討している基準について、項目ごとに説明を行った。

2

前回審議会での意見

- 説明が後追いの印象。目標に向かって前に進むような構成にしてほしい。
- ルールを変えることでどうなるのかがよく分からない。全体像が見えない。
- どんな景観、どんな広告物を目指すのか、それにどう誘導していくのか、よく議論して進めるべき。

3

全体像について

別紙資料 1 を参照

4

- 協働の取り組みを継続しながら、各地域や場所における目標像や方向性を整理し、
具体的な取り組みへつなげていく。
- 具体的な取り組みを実施するうえで、課題となる部分を中心に、条例改正を行う。
- 禁止地域については、関係者と議論し、方向性が整理された段階で、許可地域へ移行する。

5

事例：都市公園の場合

6

- 都市公園の最近の動き
 - 「つくる公園」から「使われる公園」へ
 - 様々なイベントで使用
 - 民間施設の設置
 - 民間主体の維持管理・運営
- 禁止地域（合計7㎡まで）では、最低限の屋外広告物しか出せない（許可されない）
→実現のためのネックの1つ

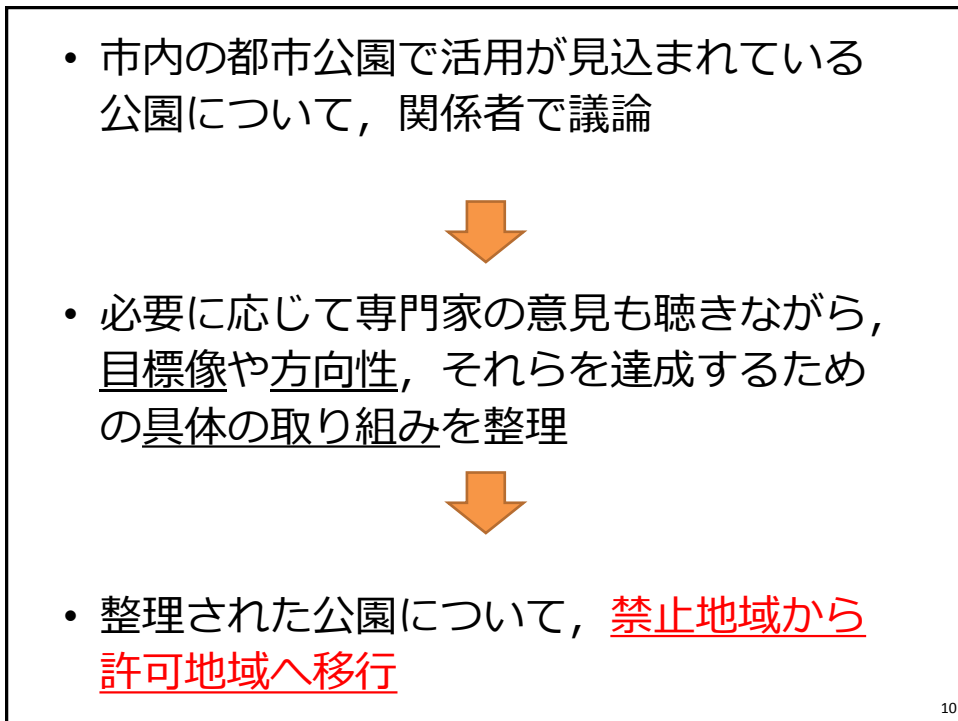
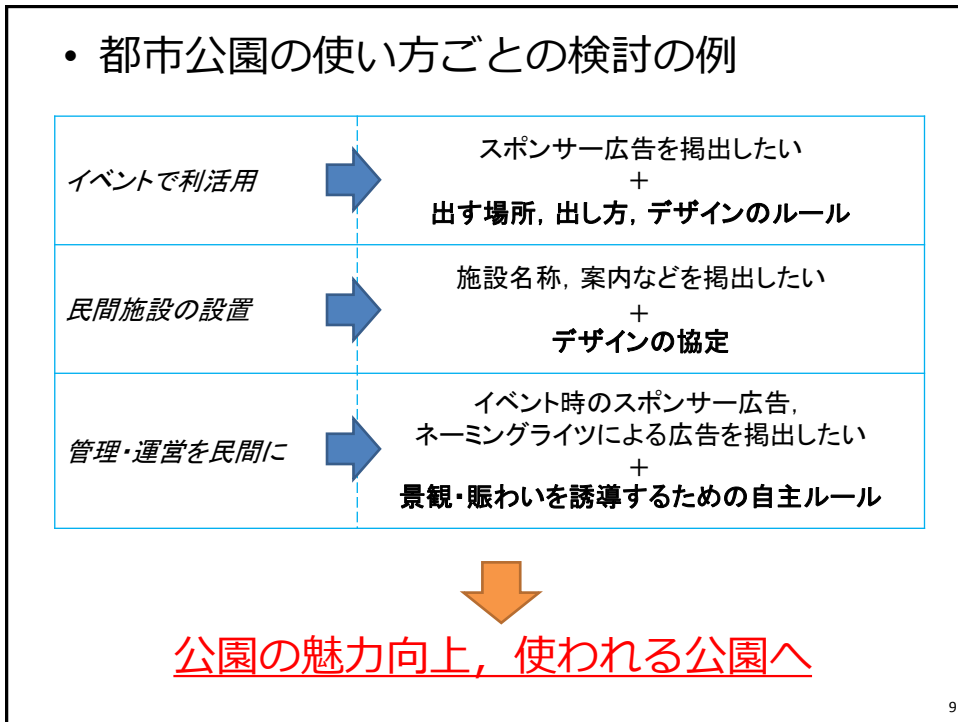
7

- 禁止地域から許可地域への移行
 - 屋外広告物条例および都市公園法の基準を満足すれば設置可能
 - 景観の阻害・公園の魅力低下の可能性



- 管理する側，使う側など，様々な関係者が，どのような公園をめざすか，
その中でどのように広告物を活用するか
議論する必要

8



事例：温泉地（自然公園）の場合

11

- 「自然公園内に立地する温泉地を許可地域へ移行する」だけでは、
温泉地の魅力向上にはつながらない



- 地元など様々な関係者が
どんな温泉地にしたいか、
どのように広告物を活用するか 議論

12

- 必要に応じて専門家の意見も聴きながら、
議論をデザインや色彩に関する指針等の
形に整理するなどして整理



- 指針等に基づいた広告物を掲出できる
よう、禁止地域から許可地域へ移行

13

事例：泉中央駅前広場空間

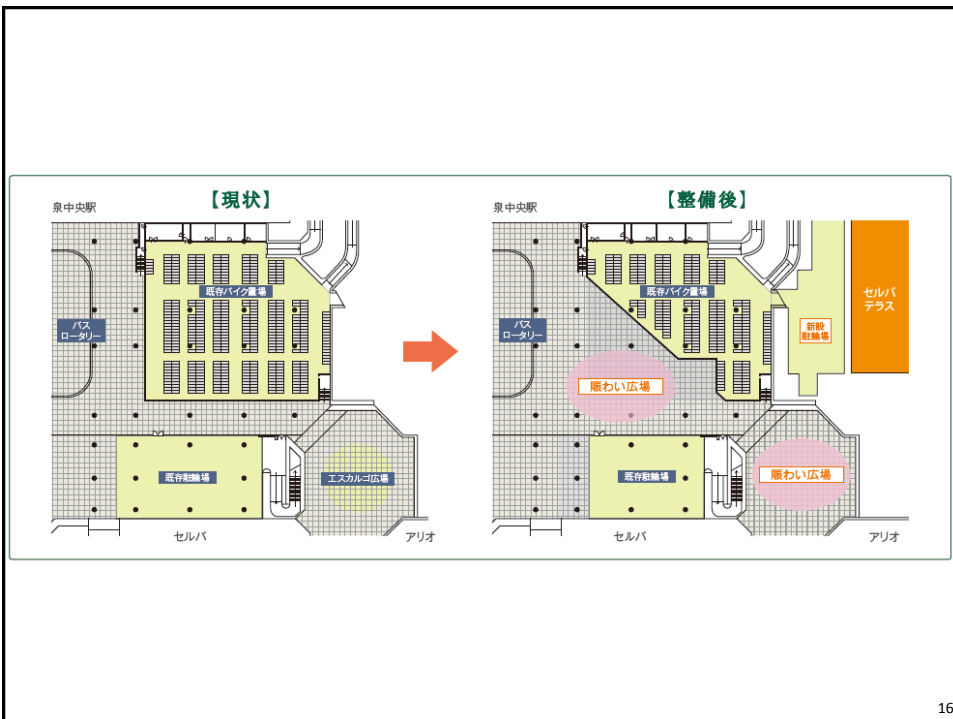
14

- ペDESTロリアンデッキ下に広場空間を整備(道路区域)
- 管理, 運営を地元協議会が行い, 賑わいづくり・魅力向上に取り組む



- 9月 国家戦略特区に認定(道路占用特例)
- 11月中旬の利用開始に向けて, 整備工事が進行中

15



16

完成予想



17

- 広場空間の印象を高めるような広告物を設置したい
- 広告収入を広場空間の維持費に充てたい



※課題

- ペDESTリアンデッキを支える柱が禁止物件
- 設置される広告物に対して一定の質が求められる



市と共同で、広告物設置に関する
実証実験を行う

18

実験に向けた措置

- 禁止物件である柱への掲出可（市と共同設置）
- 広告物に関する自主的ルールを定めて運用
- 具体の計画について，掲出前に仙台市と事前協議

※検証方法

- 広告物，景観に関する専門家派遣
- 広告設置の想定シミュレーション作成
- 来街者向けアンケート，ワークショップの実施

魅力向上につながる広告物の誘導，
まちづくりへの活用のための考え方を整理

19

※実験終了後（協議会単独で広告を掲出）

自主的ルールの運用や実証実験の結果を経て，
禁止物件である柱への掲出に対する 特例許可を想定

20

基準の見直し案について

21

見直し予定の項目

1. 提言書を踏まえた取り組み（誘導・活用など）を推進するためのもの
 - ① 都市公園について
 - ② 公共施設について
 - ③ 独立行政法人・公益法人等について
 - ④ 特例許可について
2. 屋外広告物の安全対策に関するもの
（国の関係法令改正に伴うもの）

22

1. 提言書を踏まえた取り組み（誘導・活用など）を推進するためのもの

23

①都市公園について

- 公園内施設や様々なイベントに伴う広告物の掲出を可能とし、**公園の活性化や賑わい形成**を図ることができるようになりたい。



- 指定した公園を、禁止地域から許可地域へ移行することが可能となるようにする。
(具体の指定は今後検討が固まった段階で行う)

24

②公共施設について

- 学校，図書館，博物館など「公共施設の敷地内」を禁止地域に指定



- 施設の規模に関わらず，一律7㎡まで
- 国公立は適用除外，私立は制限
- 施設のあり方・使われ方も時代とともに変化

25

②公共施設について

- 公共施設の多様な使われ方に対応するとともに，施設の機能性や魅力の向上を図ることができるようにしたい。



- 学校，図書館，博物館など「公共施設の敷地内」を，禁止地域から許可地域へ移行する。

26

③独立行政法人，公益法人などについて

- 国や地方公共団体は禁止地域，禁止物件，許可手続きについて適用除外



- 独立行政法人，公益法人など，「国や地方公共団体に類する団体」は適用除外の対象外

27

③独立行政法人，公益法人などについて

- 国又は地方公共団体に類する団体について，各団体の事業目的や公益性などを踏まえた，柔軟な対応を図ることができるようにしたい。



- 独立行政法人や公益法人などが，自己の敷地等に掲出する屋外広告物について，許可の手続きを不要とする。

28

④特例許可について

- 原則制限・禁止されているものでも、魅力的な景観の形成や、地域の賑わいづくりに寄与するものであれば、実現を図ることができるようにしたい。



- 特例許可の要件を「公益上やむを得ない」から広げる。
(審議会の意見聴取は必要とする)

29

2. 屋外広告物の安全対策に関するもの (国の関係法令改正に伴うもの)

30

- 管理義務

広告物の管理義務を負う者について、所有者、占有者を明記して、責任の所在を明確にする。

- 点検義務

広告物の所有者、占有者等は、屋外広告士などの専門的知識を有する者に、劣化・損傷の状況を点検させなければならない規定を新たに追加する。

31

- 継続許可に伴う点検報告義務

許可の継続申請を行う際、前述の点検結果および改善の状況について、市長に報告しなければならない旨の規定を新たに追加する。



許可不要の広告物の所有者の場合は点検報告の義務も対象外



許可の要否に関わらず安全対策の必要性を周知するなどの取り組みが別途不可欠

32

報告：安全点検に関する取り組み (業界団体との点検まち歩き)

- 9月、業界団体が市内繁華街の看板などを点検するまち歩きを開催



33

- 業界組合からの点検結果に関する報告を受けて、商工会議所や商店街を通し、広告主に修繕などを呼びかけていく予定。
- 人通りの多い通りなど、重点的に取り組む地区を定めて、目視だけでなく詳細調査の実施も検討していく。



規制だけでなく、協働によって
安全・安心のまちづくりへ

34

今後について

条例改正案は来年2月の議会に提出予定
(4月1日施行予定)

改正後、直ちに有効となるもの

- ・ 公共施設を許可地域へ移行
- ・ 独立行政法人などの許可手続きの適用除外
- ・ 安全対策に関する義務規定

関係者との議論で方向性が整理された段階で
有効となるもの

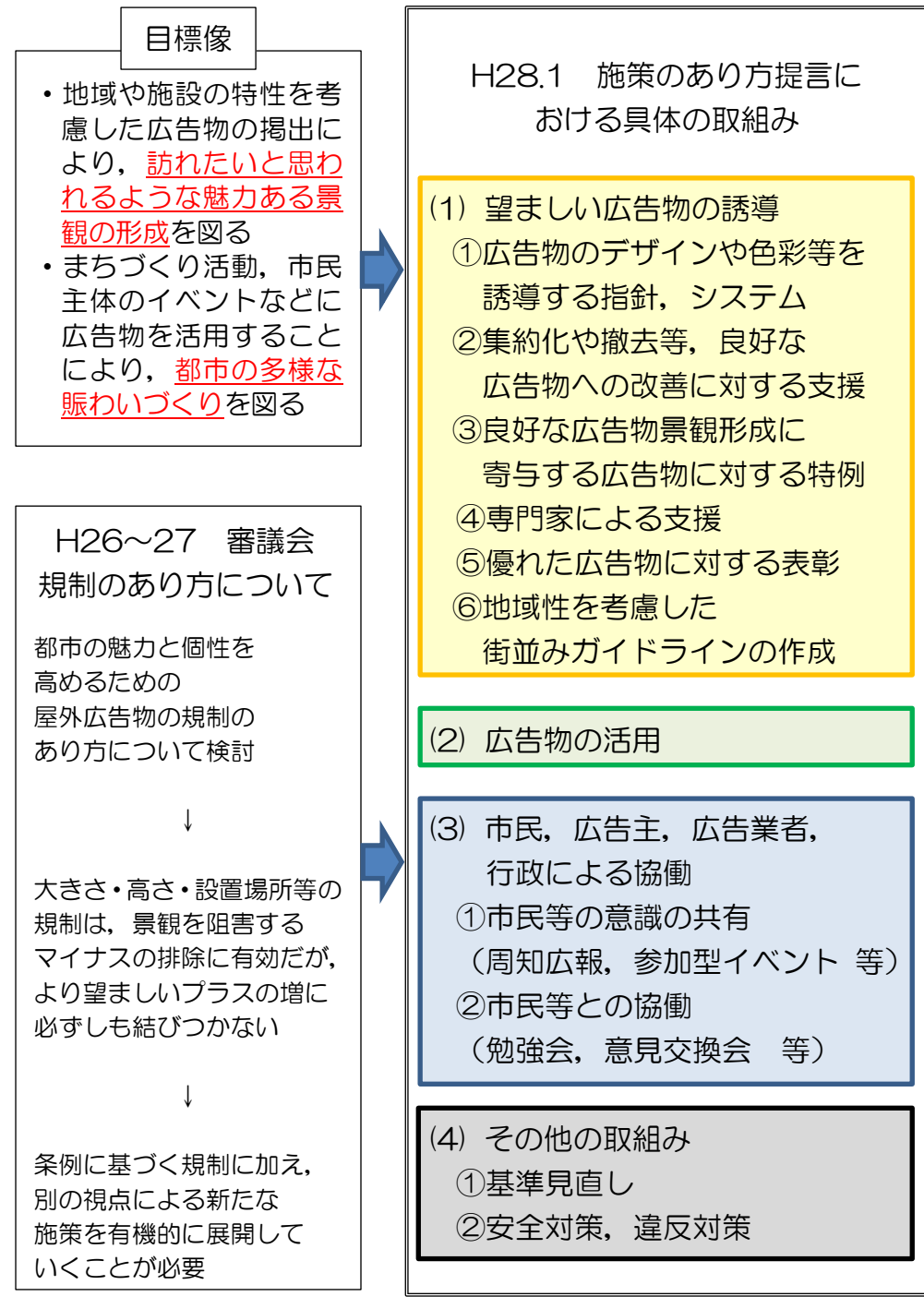
- ・ 都市公園や温泉地を許可地域へ移行
- ・ 特例許可

35

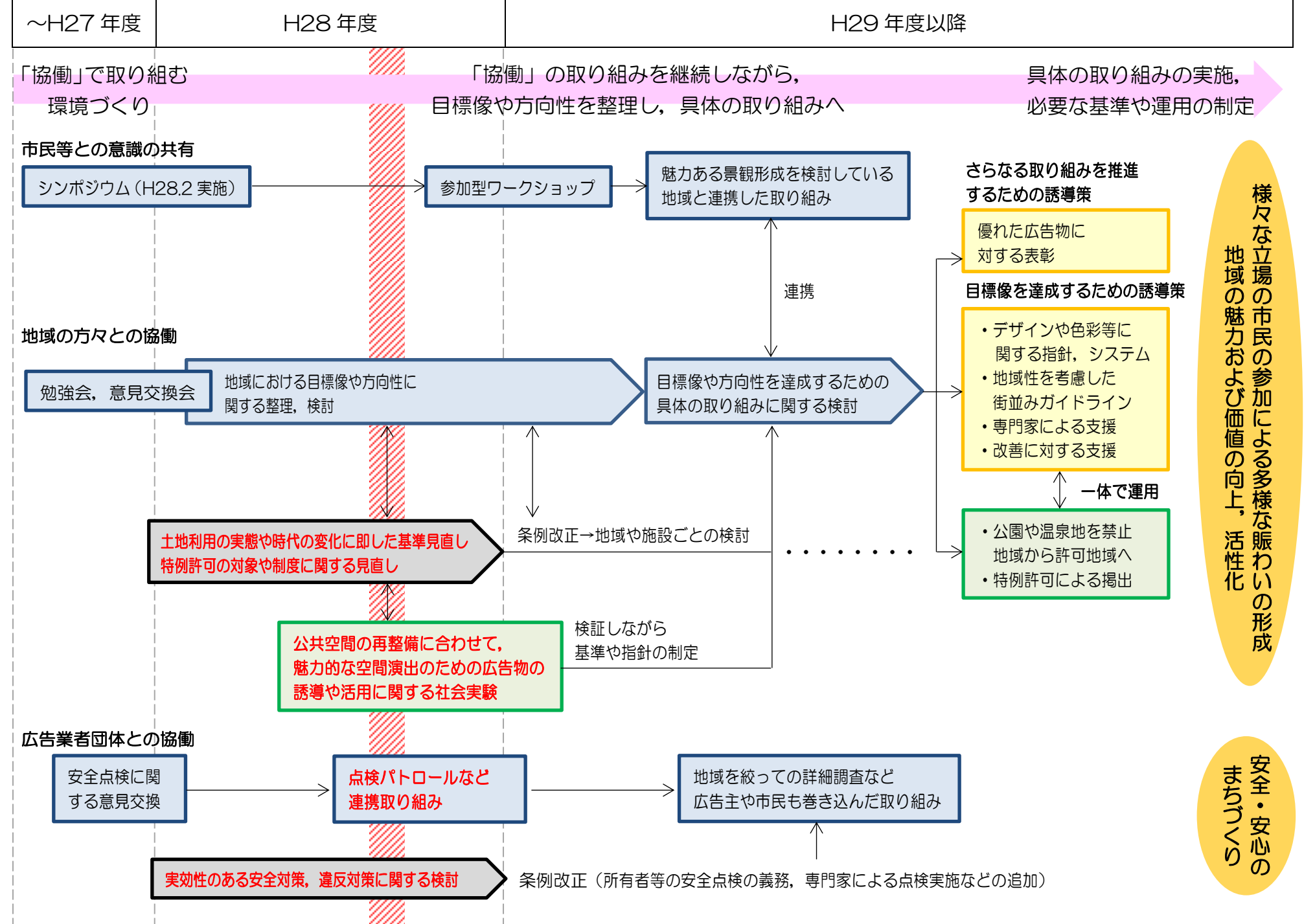
- ・ 都市公園のうち活用が見込まれる公園
- ・ 自然公園内の温泉地
における禁止地域から許可地域への移行
⇒ 1年程度を目途に検討
- ・ 泉中央駅前広場空間
禁止物件への広告物掲出に対する特例許可
⇒ 2年程度社会実験を行いながら検討

36

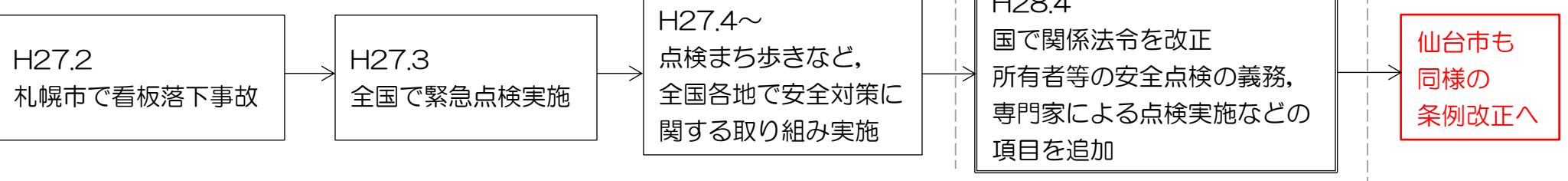
○審議会での検討～提言まで



○提言後スケジュール



○安全対策に関する動向



- 具体的取組みを実施する上で課題となる部分を中心に、条例改正を行う。
(安全対策に関する国の関係法令改正と合わせる形で行う)
- 禁止地域については、関係者と議論し、方向性が整理された段階で、許可地域へ移行する。

(参考) 仙台市屋外広告物条例における規制の具体的内容と、基準見直しのポイントについて (案)

禁止地域 (広告物を掲出できない地域)【条例第4条】

1. 第一種低層住居専用地域
2. 文化財の指定地域およびその周辺
3. 風致地区, 風致保安林, 県自然環境保全地域, 緑地環境保全区域内
4. 古墳, 墓地, 火葬場, 葬祭場
5. 道路, 鉄道から展望できる地域で市長が指定するもの (高速道路, 新幹線)
6. 国立, 国定, 県立の自然公園
7. 都市公園
8. 官公署, 学校, 図書館, 公民館, 博物館, 美術館, 体育館, 変電所, 公衆便所など公共施設の敷地内

禁止物件 (広告物の掲出が禁止される物件)【条例第5条】

1. 全ての広告物の掲出を禁止
 - 橋りょう, トンネル, 高架構造物, 道路の分離帯
 - 道路等の擁壁
 - 信号機, 道路標識
 - 消火栓, 郵便ポスト, 電話ボックス
 - 送電塔, 路上変電塔
 - 彫塑, 銅像, 神仏像, 記念碑
 - 電力柱, 街路灯柱, 消火栓標識注 (金属製の袖看板や巻き看板, 祭礼等ののぼり旗など一部を除く)
2. はり紙, はり札など簡易なものを禁止
 - 地下鉄, 地下道の上屋
 - アーケードの支柱など
 - バス停留所上屋

特定の地域・施設・団体に対する基準の見直し

- 自然公園内の温泉地・旅館の看板や案内情報提供としての広告掲出が可能となるよう, 第1種許可地域へ移行
- 一部の都市公園・公園の規模や利用目的等に応じて広告掲出が可能となるよう, 第1種又は第2種許可地域へ移行
- 公共施設の敷地・民設又は民営による施設, 施設自体の多様化などを考慮し, 第1種許可地域へ移行

適用除外【条例第11条】

1. **禁止地域, 禁止物件, 許可**の除外
 - 国又は地方公共団体が公共的目的のため表示するもの など
2. **禁止地域, 許可**の除外
 - 自家用又は管理用広告物で, 大きさ・表示方法等の条件を満足するもの (禁止地域で敷地等につき合計7㎡, 許可地域で合計15㎡まで) など
3. **禁止物件**の除外
 - 管理上の必要のため表示するもの など
4. **許可**の除外
 - 表示等の期間が五日を超えない広告物 など

公共団体に類する団体の取扱い
独立行政法人等の団体について, 団体の性格・事業目的・公共性を考慮し, 許可を適用除外とする

特例許可【条例第10条第2項, 条例第12条】

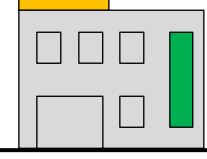
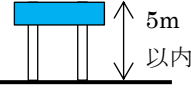
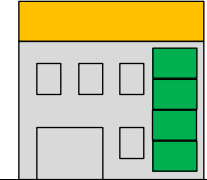
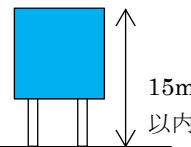
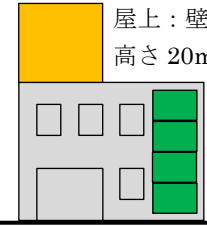
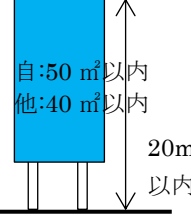
禁止地域や**禁止物件**, **許可基準**に適合しない場合であっても, 市長が**公益上やむを得ない**と認めるときは, 景観総合審議会の意見を聴いて, 表示等の許可をすることができる。

～社会実験による試行・検証～
地下鉄泉中央駅前の広場空間において, 地元企業等で構成される協議会と市の共同で広告物を掲出し, 良好な景観形成やまちづくりに寄与する広告物の具体像・あり方を探る機会とする。

まちづくりに寄与する広告物の特例
「公益上やむを得ない」に, 「地域に根ざした団体が, 公共的活動や地域活性化のために表示等するもの」(仮)を, 特例の対象として加える。
(具体的な内容や条件については, 別途定める)

許可 (地域区分や種類に応じ, 規模・表示方法等について定めた基準)【条例第8条～第10条】

○市全域における許可基準

区分	区域の概要	広告物の種類	表示面積等の基準の例	
			建物利用型	独立型
第1種許可地域 都計外区域 市街化調整区域等	自然環境や住環境に対して, 特に配慮する必要がある地域	自家用広告物, 周辺店舗等の案内誘導に限定	屋上: 壁面積の1/6, 高さ5m以内  壁面: 壁面積の1/6 5㎡以内	 5m以内
第2種許可地域 1・3種以外の地域	良好な景観, 風致に配慮	自家用以外の広告物も可	屋上: 壁面積の1/3, 高さ10m以内  壁面: 壁面積の1/3	自:30㎡以内 他:20㎡以内  15m以内
第3種許可地域 商工系地域で国道4号沿い30m以内等	良好な景観, 風致に配慮するとともに, 経済活動の促進を図る		屋上: 壁面積の1/3, 高さ20m以内  壁面: 壁面積の1/3	自:50㎡以内 他:40㎡以内  20m以内

○特に良好な景観形成を図る必要がある地域における許可基準

- ・**広告物景観地域**【条例第31条の2】
中心市街地において, 許可基準を追加
(例) 広瀬川周辺ゾーン
 - ・自家用, 管理用のみ
 - ・屋上広告物については, 高さ5mまで
- ・**広告物モデル地区**【条例第32条】
地区内の広告物について, 許可基準を追加
はり紙・はり札など簡易なもの, 小規模なものを除き届出義務
(例) 定禅寺通
 - ・街路灯フラッグでイベント支援等を除き, 自家用, 管理用のみ
 - ・屋上, 壁面, 袖看板は合計で壁面積の1/5かつ150㎡以下

管理義務【条例第16条】
広告物を表示等する者および管理者は, 広告物等に関し, 補修その他必要な管理を行い, 良好な状態に保持しなければならない。

管理者の設置【条例第29条】
許可を受けて広告物を表示等する者は, 簡易なものを除き, 「屋外広告士」など規則で定める者を, 管理者として置かなければならない。

広告物の安全点検に関する規定
広告物の表示者等の点検義務を明記するとともに, 継続許可の際に, 有資格者による点検の実施と報告を義務付ける。
(点検対象とする広告物, 点検資格者, 点検方法などについては, 別途定める)